

釧路総合振興局記者クラブ配付資料

報道発表資料の配付日時 令和2年(2020年)12月14日(月)14:00

発表項目	全道交通死亡事故多発警報の発表について												
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時) 月 日 () 時 分	発表者											
		発表場所											
概要	<p>○ 全道で12月10日から12日までの3日間で5件の交通死亡事故が発生し、5人の方が亡くなりました。このことにより、警報発表基準に達したことから、全道の交通死亡事故多発警報を発表しました。 発表内容の詳細は別紙のとおりです。</p> <p>・警報期間：令和2年12月14日(月)～12月20日(日)の7日間</p> <table border="0"> <tr> <td>12月10日：2件</td> <td>登別市1人死亡</td> </tr> <tr> <td>12月11日：2件</td> <td>千歳市1人死亡</td> </tr> <tr> <td>12月12日：1件</td> <td>余市町1人死亡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>函館市1人死亡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>札幌市1人死亡</td> </tr> </table> <p>〔※参考 交通死亡事故多発警報の発表基準(全道)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3日間で5件以上 ・ 3日間で2件以上かつ6人以上の死者 			12月10日：2件	登別市1人死亡	12月11日：2件	千歳市1人死亡	12月12日：1件	余市町1人死亡		函館市1人死亡		札幌市1人死亡
12月10日：2件	登別市1人死亡												
12月11日：2件	千歳市1人死亡												
12月12日：1件	余市町1人死亡												
	函館市1人死亡												
	札幌市1人死亡												
参考													
報道(取材)に当たってのお願い	道民への注意喚起を促すため、積極的な報道をお願いします。												
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所) 道政記者クラブ及び各振興局記者クラブでも同時配布しています。											
担当 (連絡先)	北海道環境生活部くらし安全局道民生活課(担当者：富樫 崇) TEL ダイヤルイン 011-204-5219 内線 24-160												
	北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課(担当者：木村 和徳) TEL ダイヤルイン 0154-43-9150 内線 2950												

全道「交通死亡事故多発警報」の発表について

令和2年12月14日
北海道

項 目	内 容	備 考
1 警報発表事由等	<p>(1) 交通死亡事故発生状況</p> <p>① 令和2年12月10日（木）午後4時27分ころ 登別市大和町2丁目41番地先路上 軽四乗用×大型貨物（出会い頭） 死者1人（軽四運転者 48歳女性）</p> <p>② 令和2年12月10日（木）午後6時0分ころ 千歳市駒里2292番地先路上 大型特殊 単独（路外転落） 死者1人（大型特殊運転者 42歳男性）</p> <p>③ 令和2年12月11日（金）午後4時4分ころ 余市郡余市町港町256番地 余市港 普通乗用 単独（海中転落） 死者1人（普通乗用運転者 76歳男性）</p> <p>④ 令和2年12月11日（金）午後4時35分ころ 函館市豊崎町14番地先路上 普通乗用×歩行者（対面通行中） 死者1人（歩行者 57歳男性）</p> <p>⑤ 令和2年12月12日（土）午後5時10分ころ 札幌市北区屯田11条1丁目4番先路上 普通乗用×歩行者（横断中） 死者1人（歩行者 83歳女性）</p> <p>(2) 警報発表 全道における交通死亡事故件数が3日間で5件となり、警報発表基準に達したことから、道警本部と協議して、14日に北海道知事名で交通死亡事故多発警報を発表しました。</p>	<p>※警報発表 12月14日 14:00</p> <p>※全道の警報発表基準 3日間で5件以上</p> <p>※本年の全道警報は3回目 (前回7/7～7/12) (その他、石狩振興局の地域警報1回)</p> <p>※12/13現在 ・本年死者 137人 ・前年比 -6人</p>
2 警報期間	令和2年12月14日（月）～12月20日（日）までの7日間	
3 各機関による推進事項	<p>(1) 北海道 ・関係機関・団体への周知 ・緊急対策会議の開催及び開催に合わせた啓発活動 ・広報車を活用した広報啓発活動の実施 ・自治体、安協、安管等の交通関係機関・団体と合同のパトライト作戦の実施</p> <p>(2) 市町村 ・広報車等を活用した地域住民への周知 ・公共施設等における交通事故防止啓発活動の実施 ・交通指導員等による街頭指導の強化</p> <p>(3) 北海道警察 ・交通指導取締り活動の強化 ・幹線道路におけるレッド警戒活動等の「見せる警戒活動」の徹底 ・交通安全情報の発信 ・道路情報板(小型情報板)を活用した地域住民への周知 ・交通安全アドバイザーを活用した情報発信や道路情報センターへの情報提供</p> <p>(4) 道路管理者 ・道路情報提供板による警報周知</p> <p>(5) 安協、安管、トラック協会等 ・パトライト作戦の実施 ・事業所への警報発表周知と交通事故防止指導等</p>	
4 運転者等への注意喚起のお願い	<p>○ 運転者は、特に日没時間帯において、歩行者の動きに十分注意する。</p> <p>○ 歩行者は、信号機に従い、横断歩道を確実に利用するほか、横断歩道横断時には左右の安全確認を行う。また、反射材用品を活用する。</p> <p>○ 運転者は、郊外部においてスピードダウンとスリップ事故に注意する。</p>	